

（側方灯及び側方反射器）

第 204 条 側方灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第 35 条の 2 第 2 項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、側方灯の照明部の取扱いは、別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係）」によるものとする。

一 側方灯は、夜間側方 150 m の距離から点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。この場合において、光源が 3 W 以上 30W 以下で照明部の大きさが 10cm² 以上であり、かつ、その機能が正常である側方灯は、この基準に適合するものとする。

二 側方灯の灯光の色は、^{とう}橙色であること。ただし、後部に備える側方灯であつて尾灯、後部上側端灯、後部霧灯、制動灯又は後部反射器と構造上一体となっているもの又は兼用のものにあつては、赤色であつてもよい。

三 長さ 6 m を超える自動車に備える側方灯の照明部は、側方灯の中心を通り自動車の進行方向に平行な水平線を含む、水平面より上方 10° の平面及び下方 10° の平面並びに側方灯の中心を含む、自動車の進行方向に直交する鉛直面より側方灯の前方向 45° の平面及び後方向 45° の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるものであること。

四 長さ 6 m 以下の自動車に備える側方灯の照明部は、側方灯の中心を通り自動車の進行方向に平行な水平線を含む、水平面より上方 10° の平面及び下方 10° の平面並びに側方灯の中心を含む、自動車の進行方向に直交する鉛直面より前方向 30° の平面及び後方向 30° の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるものであること。

五 側方灯は、灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。

2 次に掲げる側方灯であつて、その機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。

一 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた側方灯

二 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき装置の指定を受けた側方灯又はこれに準ずる性能を有する側方灯

3 側方灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第 35 条の 2 第 3 項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、側方灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係）」によるものとする。

一 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える側方灯は、その照明部の上縁の高さが地上 2.1 m 以下、下縁の高さが地上 0.25 m 以上となるように取り付けられていること。

二 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備える側方灯は、その照明部の中心が地上 2 m 以下となるように取り付けられていること。

三 長さ 6 m を超える自動車に備える側方灯は、その照明部の間隔が 3 m 以内（除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方灯でその自動車の構造

上側方灯の照明部の間隔が 3 m 以内に取り付けることができないものにあつては、取り付けることができる 4 m 以内の位置）となるよう取り付けられていること。

四 長さ 6 m を超える自動車に備える側方灯は、少なくとも左右それぞれ 1 個の側方灯が、その照明部の最前縁が自動車の前端から当該自動車の長さの 3 分の 1 以上となり、かつ、その照明部の最後縁が自動車の後端から当該自動車の長さの 3 分の 1 以上となるよう取り付けられていること。

五 長さ 6 m を超える自動車に備える側方灯のうち最前部に取り付けられたものの照明部の最前縁は、自動車の前端から 3 m 以内（除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方灯でその自動車の構造上自動車の前端から 3 m 以内に取り付けることができないものにあつては、取り付けることができる自動車の前端に近い位置）となるよう取り付けられていること。

六 長さ 6 m を超える自動車に備える側方灯のうち最前部に取り付けられたものの照明部の最後縁は、自動車の後端から 1 m 以内（除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方灯でその構造上自動車の後端から 1 m 以内に取り付けることができないものにあつては、取り付けることができる自動車の後端に近い位置）となるよう取り付けられていること。

七 長さが 6 m 以下の自動車の両側面に備える側方灯は、前部に備える場合にあってはその照明部の最前縁と自動車の前端までの距離が自動車の長さの 3 分の 1 以内（除雪及び土木作業その他特別の用途に使用される自動車に備える側方灯でその自動車の構造上自動車の前端から 3 分の 1 以内に取り付けることができないものにあつては、取り付けることができる自動車の前端に近い位置）となるように、また、後部に備える場合にあってはその照明部の最後縁と自動車の後端までの距離が自動車の長さの 3 分の 1 以内（除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方灯でその構造上自動車の後端から 3 分の 1 以内に取り付けることができないものにあつては、取り付けることができる自動車の後端に近い位置）となるように前部又は後部に取り付けられていること。

八 側方灯は、次条第 3 項第 1 号の基準に準じたものであること。ただし、方向指示器又は補助方向指示器（以下この条において「方向指示器等」という。）と兼用の側方灯にあっては方向指示器等を作動させている場合に当該作動中の方向指示器等と兼用の側方灯が消灯する構造であり、保安基準第 41 条第 3 項の規定に基づき前面又は後面に備える方向指示器の性能を補完する側方灯（二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備えるものを除く。）にあっては方向指示器等を作動させている場合に当該作動中の方向指示器等と同時に点滅する構造でなければならない。

九 方向指示器等と兼用の側方灯以外の側方灯は、非常点滅表示灯を作動させている場合においては、当該非常点滅表示灯と同時に点滅する構造とすることができる。

十 側方灯の直射光又は反射光は、当該側方灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。

十一 その灯光の色が赤色である側方灯は、前方を照射しないよう取り付けられていること。

十二 側方灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等第 1 項（大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車にあつては、同項第 3 号及び第 4 号に係る部分を除く。）に掲げる性能（側方灯の照明部の上縁の高さが地上 0.75 m 未満となるように取り付けられている場合にあつては、同項第 3 号及び第 4 号の基準中「下方 10°」とあるのは「下方 5°」とし、専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引^{けん}自動車を除く。）であつて乗車定員が 10 人未満のもの若しくは貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引^{けん}自動車を除く。）であつて車両総重量 3.5 t 以下のものの前部又は後部に取り付けられる側方灯（灯光の色が橙色であるものに限る。）が第 215 条第 1 項第 3 号表イに規定する前面又は後面に備える方向指示器の性能を補完する性能を有する場合にあつては同表イの基準中「外側方向 80°」とあるのは「外側方向 45°」とする。）を損なわないように取り付けられなければならない。ただし、自動車の構造上、同項第 3 号及び第 4 号に規定する範囲において、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあつては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

4 次に掲げる側方灯であつてその機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。

一 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた側方灯

二 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車に備える側方灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた側方灯又はこれに準ずる性能を有する側方灯

5 側方反射器の反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し、保安基準第 35 条の 2 第 4 項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、側方反射器の反射部の取扱いは、別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係）」によるものとする。

一 側方反射器は、夜間にその側方 150 m の距離から走行用前照灯で照射した場合にその反射光を照射位置から確認できるものであること。この場合において、その反射部の大きさが 10cm² 以上である側方反射器は、この基準に適合するものとする。

二 側方反射器の反射部は、文字及び三角形以外の形であること。この場合において、O、I、U 又は 8 といった単純な形の文字又は数字に類似した形状は、この基準に適合するものとする。

三 側方反射器による反射光の色は、^{とう}橙色であること。ただし、後部に備える側方反射器であつて、尾灯、後部上側端灯、後部雾灯、制動灯、後部に備える側方灯又は後部反射器（被牽引自動車に備える後部反射器であつてその形が三角形であるものを除く。）と構造上一体となっているものにあつては、赤色であつてもよい。

四 側方反射器は、反射器が損傷し、又は反射面が著しく汚損しているものでないこと。

6 次に掲げる側方反射器であつて、その機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。

一 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備え

られた側方反射器

二 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき装置の指定を受けた側方反射器又はこれに準ずる性能を有する側方反射器

7 側方反射器の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第 35 条の 2 第 5 項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、側方反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係）」によるものとする。

一 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える側方反射器は、その反射部の上縁の高さが地上 1.5 m 以下、下縁の高さが地上 0.25 m 以上となるように取り付けられていること。

二 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える側方反射器の反射部は、側方反射器の中心を通り自動車の進行方向に平行な水平線を含む、水平面より上方 10° の平面及び下方 10° の平面（側方反射器の反射部の上縁の高さが地上 0.75 m 未満となるように取り付けられている場合にあつては、下方 5° の平面）並びに側方反射器の中心を含む、自動車の進行方向に直交する鉛直面より側方反射器の前方向 45° の平面及び後方向 45° の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるように取り付けられていること。ただし、自動車の構造上、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあつては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

三 側方反射器の取付位置は、前 2 号に規定するほか、第 3 項第 2 号から第 7 号までの基準に準じたものであること。ただし、専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員 10 人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量が 3.5 t 以下のもの並びにその形状がこれらの自動車の形状に類する自動車には、第 3 項第 3 号の基準は適用しない。

四 その反射光の色が赤色である側方反射器の反射光は、自動車の後方に照射しないように取り付けられていること。

五 側方反射器は、その取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等第 5 項に掲げる性能を損なわないように取り付けられなければならない。

8 次に掲げる側方反射器であつてその機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。

一 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた側方反射器

二 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車に備える側方反射器と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた側方反射器又はこれに準ずる性能を有する側方反射器